

認証の取消し等

違法な表示等に係る処置

次のいずれかに該当する場合には、認証取得者に対して、それを是正し、及び予防処置を講じるように請求します。

認証取得者の品質管理体制が「品質管理体制の基準」に規定する基準に適合していないとき。

認証した鋳工業品等以外の鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、JIS マーク又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。

認証を行っている鋳工業品等以外の鋳工業品等の広告に、当該鋳工業品等が認証を受けていると誤解されるおそれがある方法で、JIS マーク又はこれと紛らわしい表示を使用しているとき。

認証取得者に係る広告に、認証に関し、第三者を誤解させるおそれのある内容があるとき。

認証を行っている鋳工業品等が日本工業規格に適合しない場合の処置

次に掲げる場合には、認証を取り消すか、又は、速やかに、認証取得者に対して、JIS マーク(これと紛らわしい表示を含む。)の使用の停止を請求するとともに、認証取得者が保有する JIS マーク(これと紛らわしい表示を含む。)を表示している鋳工業品であって、日本工業規格に適合していないものを出荷しないように請求します。

認証を行っている鋳工業品等が日本工業規格に適合しないとき。

認証取得者の品質管理体制が、「品質管理体制の基準」に適合しない場合であって、その内容が認証に係る鋳工業品等が日本工業規格に適合しなくなるおそれのあるとき、その他重大なものであるとき。

違法な表示等に係る処置に規定する請求に、認証取得者が適格に、又は速やかに応じなかったとき。

この場合、請求の有効期間に、認証に係る鋳工業品等が日本工業規格に適合しなくなった原因を是正し、又は、認証取得者の品質管理体制を「品質管理体制の基準」に規定する基準に適合するように是正し、及び必要な予防処置を講ずる旨の要請と共に請求します。

認証取得者が認証維持審査を拒否した場合等の処置

次のいずれかに該当する場合には、認証取得者に係る認証をすべて取り消します。

認証取得者が、認証維持審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

認証を行っている鋳工業品等が日本工業規格に適合しない場合の処置に係る請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、認証取得者が認証に係る鋳工業品、又はその包装、容器若しくは送り状に JIS マーク(これと紛らわしい表示を含む。)の表示をしたとき。

認証を行っている鋳工業品等が日本工業規格に適合しない場合の処置に係る請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、認証取得者がその保有する JIS マーク(これと紛らわしい表示を含む。)を付してある鋳工業品であって、日本工業規格に適合しないものを出荷したとき。

その他、認証契約に定める取消し事由に該当するとき。

認証の取消しの手続き

認証の取消しを行う場合には、認証取得者に対し、当該認証を取り消す期日及び本財団に対し異議申立てができる旨を記載した文書により通知します。